

WATER it 情報提供サービス利用規約

当社は、当社が提供する本個別サービスの利用について、以下のとおり、本個別サービス利用についての個別規約（以下「本サービス規約」といいます。）を定めるものとします。

（適用範囲および用語の定義）

第1条 本サービス規約は、当社が提供する本個別サービスに適用されます。本サービス規約に規定のない事項については、別途契約者が同意したクラウドサービス利用規約（以下「クラウドサービス規約」の定めが適用されます。なお、本サービス規約において特段の断りがない限り、「本サービス規約」という用語には、クラウドサービス規約およびサービス仕様書を含むものとし、本サービス規約とクラウドサービス規約またはサービス仕様書との間で相違のある事項については、本サービス規約の内容が優先されます。

2 本サービス規約における用語の定義は、クラウドサービス規約に定めるもののほか、以下のとおりとします。

- （1）「本個別サービス」とは、当社が提供するクラウド型のデータマネジメントサービスである「WATERit 情報提供サービス」をいいます。なお、本個別サービスの機能等を含むの詳細な仕様、利用メニュー、利用料金、利用手順、各種設定方法等は、本サービス規約に定めるもののほか、サービス仕様書において別途定めるものとします。
- （2）「個別契約」とは、本個別サービス利用にかかるサービス契約の成立時、または、その後に、本個別サービスの個別の利用条件を定めるために、当社と契約者との間で締結する契約をいいます。なお、当社と契約者との間で複数の個別契約が締結されることがあります。
- （3）「DMS」とは、本個別サービスを提供するために、当社によって運営されるウェブアプリケーション「Data Management Service」をいいます。
- （4）「サービス仕様書」とは、別途当社が定める「DMS マニュアル」および「WATERit クイックマニュアル」その他本個別サービスに関するマニュアルや、本個別サービス専用の Web サイト画面（以下、「専用サイト」といいます。）に掲載する各種説明等の一切をいいます。
- （5）「本システム」とは、本個別サービスを提供するための Web サーバー、データベースサーバーおよびその他の関連する設備、並びに DMS およびその他のソフトウェア（ダウンロード用ソフトウェアを含みます。）をいいます。
- （6）「本測定機」とは、本個別サービスに対応するものとして当社が指定した測定機をいいます。
- （7）「ゲートウェイ」とは、本測定機で測定したデータをインターネットを介して本システムに転送するための中継機器であって、本個別サービスの利用にあたり当社が貸与する機器をいいます。
- （8）「関連機器」とは、契約者が第三者より購入または借り受けた電子機器、無線またはインターネットを利用するための通信機器および設備、その他本個別サービスを利用するにあたり必要となる設備等であって、本測定器または本システム以外のものをいいます。
- （9）「契約者データ」とは、クラウドサービス規約に定める「登録事項」のほか、本項に定める「測定データ」および「編集データ」を含めた総称をいいます。

(10)「測定データ」とは、本測定機により測定され、ゲートウェイを経由して、本システムに送信されるデータをいいます。

(11)「編集データ」とは、契約者が **DMS** にアクセスし、**DMS** の機能を用いて集計、編集等の加工を行ったデータをいい、契約者が **DMS** からダウンロードしたデータを含むものとします。

(本個別サービスの内容)

第2条 契約者は、本個別サービスを利用することにより、測定データをゲートウェイを介して自動的に本システムに送信し、それらのデータを **DMS** 上で閲覧、取得および本個別サービスの仕様の範囲内で利用することができます。

2 本個別サービスの提供可能な国または地域は、専用サイト等で当社が指定した国または地域とします。契約者は、本個別サービスの利用にあたり、利用する国または地域において、契約者自らに適用される法令、規則その他必要事項（以下、「法令等」といいます。）について、自らの責任のもとで調査し、かつ、自らの責任において本個別サービスを利用するものとします。本個別サービスの利用が、それらの法令等に違反し、または、その制限を受けることにより、契約者が被った損害について、当社はそれらを賠償する一切の義務を負わないものとします。

(個別契約)

第3条 契約者は、サービス契約成立時または成立後、当社に対し、以下の事項を定めた個別契約の申込みを行うものとします。

- (1) 必要とするゲートウェイの台数
- (2) ゲートウェイへの接続チャンネル数
- (3) 料金プランおよび支払い方法
- (4) 管理責任者名と部署および役職名
- (5) その他の必要事項

2 契約者が、前項の申込みを行った後、当社がこれを承諾したときに個別契約が成立するものとします。

3 サービス契約の有効期間中に、個別契約を追加する場合は、前二項の手続によるものとします。

4 個別契約の内容変更は、契約者が、当社所定の方法により行うことができるものとします。

(本個別サービスの利用開始)

第4条 個別契約が締結され、契約者の指定場所にゲートウェイが設置された後、契約者は、専用サイト上において、自らの **ID・パスワード** を発行し、以下の事項を登録することにより、利用者ごとのアカウントを作成し、本個別サービスの利用を開始することができます。

- (1) メールアドレス
- (2) 企業名（サービス契約の契約者名）
- (3) 利用者の部署、施設または工場名等
- (4) 業種
- (5) 利用者の所在する国または地域（日本国の場合は都道府県名を含む）

- 2 契約者は、前項の規定に基づき、利用者が本個別サービスに登録し利用開始するにあたって、利用者に対し、本サービス規約を遵守させるものとし、利用者による個別サービスの利用が、いかなる場合でも契約者の利用とみなされることに同意すると共に、かかる利用について、当社に対し、契約者自らが一切の責任を負うものとしします。
- 3 第1項の登録が行われた場合、当社は、その登録を行った者が、現実に契約者である法人その他組織・団体に所属している者であるかを確認する義務を負わず、それにより契約者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する義務を一切負わないものとしします。また、利用者が契約者の承諾を得ずに前項の登録を行った場合であっても、当該利用者が契約者である法人その他組織・団体に所属している者であると当社が認識した場合、契約者は、当該利用者による本個別サービス利用につき、前項の義務を負うものとしします。

(本個別サービスに伴う機器利用等)

- 第5条 本個別サービスの利用にあたり、当社から契約者に対し、個別契約で合意した必要台数のゲートウェイを貸与します。なお、契約者は、当社から貸与されたゲートウェイ以外の中継機器を自ら手配し、本個別サービス利用のために用いてはならないものとしします。
- 2 契約者は、ゲートウェイのほか、自らの責任と費用において、本測定器および関連製品を整備し、本個別サービスを利用するものとしします。なお、当社は、本個別サービスにおいて、本測定器および関連製品に関する事項またはそれらに起因する事項については、本サービス規約上のいかなる責任も負わないものとしします。

(ゲートウェイの取扱い)

- 第6条 契約者は、当社から貸与されたゲートウェイを、善良なる管理者の注意義務を以て、自らの費用負担で適切に管理し、以下の行為を行ってはならないものとしします。
- (1) 当社が指定した条件以外で使用する
 - (2) 本個別サービス利用以外で使用する
 - (3) 新たに装置・部品・付属品などを付着させること、または既に付着しているものを取り外す
 - (4) 改造、または性能・機能の変更を
 - (5) リバースエンジニア、逆コンパイルもしくは逆アセンブル、またはその他の方法で解析を行うこと
 - (6) 第三者に譲渡または転貸
 - (7) 質権、抵当権、譲渡担保権その他の権利を設定
 - (8) 本規約のほか、法令、規則または規格等に違反する方法またはそれらに準拠しない方法で使用する
 - (9) 商標、ロゴ、シンボルマーク、著作権表示、ラベル等を除去もしくは変更すること、またはこれらを許可なく使用する
 - (10) 前各号のいずれかを行うことを第三者に直接的または間接的に指示または示唆
- 2 当社は、ゲートウェイの引渡し時に、外観、数量および付属品等について、瑕疵のないことを確認のうえ、ゲートウェイを貸与するものとしします。

- 3 ゲートウェイに、損傷、滅失もしくは毀損等が生じた場合または動作不良その他の異常等を確認した場合、契約者は、直ちに当社に通知するものとし、当社は、速やかにゲートウェイの修理、交換または補充を行うものとします。ただし、それらの損傷、滅失もしくは毀損、または動作不良その他の異常等が、契約者の責に帰すべき事由による場合、修理、交換または補充等は有償とします。
- 4 ゲートウェイに関する当社の保証は、本条に規定した内容に限定され、当社は、契約者によるゲートウェイの使用および使用結果について、契約者またはその他の第三者に生じたあらゆる損害に対し、本サービス規約に基づく一切の責任を負わないものとします。
- 5 サービス契約が終了した場合、または、個別契約の終了もしくは変更等により不要なゲートウェイが発生した場合、契約者はかかるゲートウェイを自らの費用負担で速やかに当社に返却するものとします。

(料金プラン等)

第7条 本個別サービス利用にかかる料金プランとプランごとの利用機能および支払い方法については、当社が別途定めるとおりとします。なお、本個別サービスの利用にあたっては、料金プランにかかる利用料以外に、初期設定費用等が発生する場合があります。

(期間)

- 第8条 サービス契約の期間は、サービス契約締結時に定めるものとします。契約者が、当社所定の方法により本個別サービス利用終了の手續を行わない限り、サービス契約は自動的に1ヵ月延長され、以下も同様とします。
- 2 契約者が、本個別サービスの利用終了の申入れを行った場合、当社所定の手續きを終了した日の属する月の末日を以て、サービス契約は終了するものとします。なお、契約者は、サービス契約の期間中、当社所定の手續により、サービス契約の内容の変更を申出ることができます。

(データの利用等)

- 第9条 契約者は、サービス契約の期間中、測定データを **DMS** 上で利用することができます。
- 2 当社は、本システムに送信された測定データおよび編集データについて、所定の期間、本システムに保存し、保存期間が経過した場合は、事前に契約者の承諾を得ることなく速やかに消去できるものとします。
 - 3 サービス契約が終了した場合、当社は当該保存期間の経過前であっても契約者データのすべてを消去することができるものとします。本項に基づき、当社が測定データ、編集データまたは契約者データを消去したことにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する義務を負わないものとし、また、それらデータを復旧する義務も負わないものとします。
 - 4 第4条第1項の定めに基づき作成された利用者のアカウントについて、当社の定める一定の期間、当該アカウントからの本個別サービスの利用がない場合、当社は、契約者または利用者本人に通知することなく、当該アカウントの停止または削除を行うことができるものとします。これにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(本サービス規約の変更)

第10条 当社は、以下のいずれかの場合に、本サービス規約をいつでも任意に変更することができます。

(1) 規約変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 規約変更が、サービス契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項による規約変更にあたり、規約変更の効力発生日の1ヶ月前までに、変更する規定の内容および変更の効力発生日を、個別サービスに掲載、または契約者が申込時に登録する情報に登録されている宛先に対して通知を送信することにより、これを周知します。

3 契約者が、変更の効力発生日までにサービス契約を解約しない場合、規約変更に同意したものとみなします。

以上

2021年10月1日 制定